

経済情勢座談会

田中 修

はじめに

李克強総理は7月6日、「経済情勢専門家・企業家座談会」を開催し、現在の経済運営状況を分析・検討し、今後の経済政策について意見・建議を聴取した（新華社北京電2017年7月7日）。

また、7月12日には国务院常务会议を開催し、「イノベーション駆動による発展戦略の実施を強化し、大衆による起業・万人によるイノベーションを深く発展させることに関する意見」を決定した（新華社北京電2017年7月12日）。

本稿では、両会議の概要を紹介する。

1. 経済情勢専門家・企業家座談会（7月6日）

（1）出席者

- ①経済情勢専門家：賈康、陳憲、朕聯涛
- ②企業家：中国一重、順豊速運、曠視科技公司の責任者
- ③当局：李克強、張高麗、馬凱、王勇

（2）テーマ

国内国外経済金融情勢、大衆による起業・万人によるイノベーションと新たな動力エネルギーの成長、企業改革、ビジネス環境

（3）参加者の共通認識

今年に入り、国際的な不確定要素が明らかに増大し、競争・駆引きが激化する外部環境に対して、わが国経済の運営は持続的な好転を実現し、経済構造・企業収益・市場のコンフィデンスはいずれも改善しており、新規就業者増は予想を超え、新たな動力エネルギーの勢い盛んな発展は経済・雇用を支えるより強い力を形成し、経済の「安定」構造はより強固となり、「前進」の態勢はより顕著となっている。

（4）李克強総理の発言

上半期、わが国経済は安定の中で好転する態勢を維持し、成績は容易ではなく、大切に
する必要がある。しかし、世界経済・政治構造の深い調整と国内のいくらかの深層レベル
の矛盾が交差し重なり合い、将来の発展が直面する困難は依然としてかなり多いことをも
見て取らねばならない。

我々は自信を確固とし、各種の試練にしっかり準備を行い、変化に富む世界においてチ
ャンスをしっかり掴み、主動性を勝ち取らなければならない。安定の中で前進を求める政
策の総基調を堅持し、新たな発展理念を貫徹実施し、サプライサイド構造改革を主線とし

て、イノベーションを奨励し、環境を最適化し、質・効率を高めることをより重視し、年間の経済社会発展目標・任務をより好く達成しなければならない。

安定の中で好転する基礎を打ち固めることに、力を入れなければならない。

- ①引き続きマクロ政策を安定させ、市場の予想を安定させ、金融運営を安定させて、積極的な財政政策と穏健な金融政策を堅持し、展望性があり、精確で、有効な、タイミングを見計らったコントロールを実施し、外部の不確定性に対処して、リスクポイントを適切に防止・コントロールし、解消する。
- ②引き続き雇用の安定による発展の促進、民生優遇という大事を際立って位置づけ、雇用を優先する政策の実施を堅持し、大学・高校・専門学校の卒業生、生産能力削減でリストラされた人員、困窮者等の雇用を促進する政策をしっかりと実施する。
- ③引き続き実体を強化することを要の措置とし、減税・費用引下げの各措置を全面的に実施し、資金調達難・資金調達コスト高の問題の解消に努力して、広範な企業とりわけ中小企業の負担を軽減して参入させる。
- ④引き続き総需要の適度な拡大によって重要な支えを形成し、民間投資を制約する障碍の除去に力を入れ、発展の不足部分と大衆の期待に精確に狙いを定め、有効な投資を拡大し、様々なレベルの個性化した消費の発展を促進し、経済成長において消費により大きな役割を発揮させる。

新旧動力エネルギーの転換を早急に推進し、「活性化」「新動力エネルギーの育成」「旧動力エネルギーの改造」を有機的に結びつけ、サービスの程度を最適化し、制度的な取引コストを引き下げ、国内資本・外資企業を同一に扱い、国際競争力を備えたビジネス環境を創り上げることに努力して、市場主体の活力と社会の創造力の活性化に力を入れなければならない。

イノベーション駆動による発展戦略を大いに実施し、起業・イノベーションの環境を整備し、大衆による起業・万人によるイノベーションを引き続き推進し、「インターネット+」「中国製造 2025」等を深く実施し、大中小企業が疎通し合った発展を推進する中で新製造業を強化し、新サービス業を発展させ、新たな供給の創造においてより多くのすばらしい成果を上げなければならない。

新たな技術・新たな業態・新たなモデルの成長によって、伝統産業の改造のために条件を創造し、技術の進歩、製品のグレードアップ、質・効率の向上において、より大きな進展を得なければならない。

発展・民生優遇の新たな成果を不断に得なければならない。

人民を中心とした発展思想を堅持し、党中央・国務院が確定した脱貧困の堅塁攻略・バラック地区の改造・汚染対策等の民生の具体的案件を 1 つ 1 つ実施に移し、大衆の生活に

おける苦痛・困難のポイントをより少なくし、獲得感・幸福感をより多くしなければならない。

各地方・各部門は、習近平同志を核心とする党中央の指導の下、職責を尽くし、奮発して成果を上げ、安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇・リスク防止の各政策に創造的にしっかり取り組まなければならない。

専門家・企業家の皆さんが、真の知識と優れた見解を多く提起し、発展の良策を多く謀り、皆が共同で努力し、経済社会発展の新たな成績をもって 19 回党大会を勝利のうちに迎え開催することを希望する。

2. 国務院常務会議（7 月 12 日）

イノベーション駆動による発展戦略を深く実施し、大衆による起業・万人によるイノベーション（「起業・イノベーション」）をより大きな範囲・より高いレベル・より深い程度に推進することは、雇用の保障・拡大、経済構造の最適化、新旧動力エネルギーの転換加速、国民経済の競争力向上にとって、重要な意義を有する。

融合・協同し、共に享受する「起業・イノベーション」の生態環境を一層作り上げ、持続的で健全な発展を実現し、起業・イノベーションの実効性を増強するため、次のことを確定する。

（1）政府の管理を刷新する

企業に係る許可証・免許登録及び届出登録に関する各種情報の営業免許への整理統合を急ぎ、全国統一の電子営業免許管理システムを建設し、国内資本・外資企業に対し、シングルウィンドウの登記登録と期限付きの事務処理を実施する。企業名の事前許可を廃止し、自主申告を普及させる。企業簡易登記抹消改革を全面的に実施する。

経営が省をまたぐ企業の一部の税関連事項について、全国統一処理・モバイルバンキング等の多元化した徴税方式を推進する。公平競争審査実施細則を打ち出す。小型・零細企業と農村の起業・イノベーションモデル基地建設を推進する。インターネット教育等の業種への参入条件を適切に緩和する。新たな業態・新たなモデルについて、包摂的で慎重・周到な監督管理を実施する。

（2）「起業・イノベーション」サービスを最適化する

戦略的新興産業関連分野において、財政資金の支援により形成された科学技術成果を期限付きで転化する制度を率先して確立することを模索する。合理的な期限内に転化できないものについては、国家が法に基づき強制的に許可・実施してよい。

特許等無形資産の評価届出手続きを簡略化し、協議、公示または競売による価格決定を実現する。最初の 1 台の重大技術装置の実証・応用を大いに推進する。財政資金で購入し

た計器設備の社会への開放を推進する。知的財産権の運用とスピーディな協同保護のシステムを整備する。

（３）資金調達ルートを開拓する

地方性法人銀行がインクルーシブファイナンスのサービスに従事する小規模支店等を増設することを支援する。特許権の担保など知的財産権を用いた融資モデルを普及させ、保険会社が相応の保険サービスを提供することを支援し、地方政府がリスク補償ないし保険料補助を提供することを奨励する。起業・イノベーションの会社債券テストの規模を着実に拡大する。

国家が出資した基金により、早中期・立ち上がり期のイノベーション型企業を支援するベンチャーキャピタルの設立を推進する。ベンチャーインキュベーター等の科学技術企業向けインキュベーターに対し、政策支援を与える。

（４）産業のグレードアップを促進する

工業インターネットプラットフォームの建設を加速し、大型企業が内部で「起業・イノベーション」を展開するよう誘導し、サプライチェーン資源と市場ルートを開放し、産業チェーンの川上・川下、大中小零細企業の疎通し合った発展を促進する。

大学、科学研究院・所の「起業・イノベーション」を推進する、より有効な措置を検討・実施する。企業に委託して、製造業イノベーションセンターを建設し、カギとなる共通性を有する重大技術の研究と産業化応用の実証を展開する。カギとなる分野・ボトルネックの部分の技術改造を支援する。デジタル経済発展戦略要綱を制定・公布する。

（５）人材支援を強化する

新しいタイプの柔軟な雇用形態に適応し、社会保障・税制等関連政策を整備する。大学、科学研究院・所の各種イノベーション主体が、人材を奨励する自主権を実施・拡大する。

事業単位がハイレベル・緊急に必要とする不足人材を招聘する手続きを簡略化し、ポストの空きがない場合にはポスト特設申請を認める。外国のハイレベル人材が中国で仕事をする場合の許可・居留証手続きを簡略化し、住居の安定保障、子女の入学、医療・保健等のサービスを「万能カード」で行うテストを展開する。

外国留学生が起業する場合には、大学卒業証書をもって居留許可を申請できるようにする。留学生が帰国して起業・イノベーションを始動することを支援する計画を実施し、内地で起業する香港・マカオ同胞と、帰国し起業する華僑・華人について、現地の公共サービスを同等に享受できるよう推進する。帰郷・村に移った人員が起業・イノベーションする場合は、「起業・イノベーション」関連政策の支援範囲に組み入れ、法に基づき集団建設用地を使用して起業・イノベーションを展開することを認める。帰郷した出稼ぎ農民が、起業地において各種社会保険に加入することを認める。

(7月14日記)